

矢吹町公園施設長寿命化計画

令和元年10月
福島県矢吹町都市整備課

1. 都市公園整備状況

(平成31年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
10	23.97 ha	13.02 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2019 年度～ 2028 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10

②選定理由

都市公園法第2条、第2条の2に基づき設置した全ての都市公園を対象とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
34	10	142	67	2	4	29
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
204	0	6	498			

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、町担当者が月に1回維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。また、大池公園については週3回、その他の公園については週1回、公園指定管理者による日常点検を実施している。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本町の公園は、設置から30年以上経過し、公園施設の老朽化が顕著化してきている。今後は、財政的な制約などから、長寿命化計画を取り入れた計画的な維持管理を実施することにより、利用者の安全確保、公園機能の保全及びライフサイクルコストの削減を図るため、管理対象公園の全てを計画対象公園とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

平成25年度の都市公園長寿命化計画
点検調査は、平成25年10月から12月までの期間に実施済み。
1. 一般施設、土木構造物、建築物
国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は遊具を除く190施設のうち予防保全型管理の候補とした37施設について実施した。

2. 遊具等

国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する基準JPFA-S:2008」に基づき点検を行った。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (16)	3	9	4	0	
c. 土木構造物 (4)	0	1	3	0	
d. 建築物 (16)	5	9	2	0	
b. 遊具等 (19)	0	9	10	0	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

平成30年度の都市公園長寿命化計画の追加更新
点検調査は、平成30年11月から平成31年1月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。
健全度調査はD判定で利用禁止となっている施設を除いた一般施設及び遊具施設の36施設について実施した。

2. 遊具等

国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する基準JPFA-S:2008」に基づき点検を行った。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (24)	2	20	2	0	
c. 土木構造物 (0)	0	0	0	0	
d. 建築物 (0)	0	0	0	0	
b. 遊具等 (12)	0	10	2	0	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況)を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、公園の「利用者数」「施設の規模」「中心市街地に近い」等をふまえて設定した。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (40)	0	6	34
c. 土木構造物 (4)	0	3	1
d. 建築物 (16)	0	2	14
b. 遊具等 (31)	0	12	19

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、町担当者により月1回実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。また、公園指定管理者による日常点検を大池公園で3回、その他の公園では週1回併せて実施する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・ 日常点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 日常点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

※点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針

(1)健全度と対策実施方針について

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後保全型管理・予防保全型管理の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等

- ・町担当者による月1回の日常点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・公園指定管理者による日常点検（大池公園：週3回、その他の公園：週1回）を実施する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・日常点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、求められる機能が確保できないと判断された時点で、施設の更新を行う。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	291,580 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	128,096 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	163,484 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	29,158 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は30,900千円である。

備考) ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2029 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・ 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。